

# 平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年5月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時47分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 中村 香

## 【出席職員】

教育委員会事務局担当部長 川崎市総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

健康給食推進室担当課長 古俣 和明

健康給食推進室担当課長 田中 一平

指導課担当課長 岩木 正志

教育改革推進担当指導主事 安田 洋

生涯学習推進課長 大島 直樹

教職員企画課長 猪俣 聡

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

教職員企画課担当係長 重田 朋希

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

文化財課長 服部 隆博

文化財課主任 岡崎 禎緒

指導課担当課長 佐藤 俊司

指導課指導主事 山口 嘉徳

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教育改革推進担当課長補佐 飯草 英彦

【署名人】 委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

( 1 4 時 0 0 分 開 会 )

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から16時30分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 5名）

【渡邊教育長】

傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

## 4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項No. 3、議案第12号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

報告事項No. 4は、議会の報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、

報告事項No. 5は、意思決定過程にあるため、公開することにより、当該事務の適正な遂行及び公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、

議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、報告事項No.4につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、報告事項No.5につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、議案第13号、議案第14号及び議案第15号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、中村委員と吉崎委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙勲について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項Iのところでございます。

「報告事項No.1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No.1 叙勲について」、御報告を申し上げます。

29年春の叙勲を受けられた方が2名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

三原先生におかれましては、昭和41年4月に教職の道を歩み始められ、平成16年に総合教育センター所長として退職されるまでの38年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。特に、英語科の研究において多くの実績を残されたほか、学校教育における情報化の推進に寄与されました。また、総合教育センターの組織改編に着手し、今日につながる総合教育センターの礎を築かれるなど、教育行政の充実に大きく貢献されました。

築部先生におかれましては、昭和42年10月に教職の道を歩み始められ、平成17年に川崎市立中原小学校長として退職されるまでの37年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。さまざまな委嘱研究に指導力を発揮して取り組まれ、特に、川崎市立小学校算数教育研究会長として、算数教育の充実に多くの実績を残されました。また、神奈川県公立小学校長会長を務められるなど、本市はもとより神奈川県の小学校教育の振興に寄与されました。

いずれの先生も、その長年の教育功勞に対して叙勲を受けられたものでございます。  
報告事項No. 1 につきましては、以上でございます。

**【渡邊教育長】**

報告は以上のとおりでございます。何か御質問などはございますでしょうか。  
それでは、報告事項No. 1 につきまして、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No. 1 は承認いたします。

**報告事項 No. 2 中学校給食に係る取組状況等について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No. 2 中学校給食に係る取組状況等について」でございます。説明を、健康給食推進室担当課長をお願いいたします。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

それでは、「中学校給食に係る取組状況等について」、報告事項No. 2 でございますが、御説明させていただきます。

資料のほうでございますが、まず資料1をごらんください。「中学校完全給食実施に向けた諸課題の検討スケジュール（案）」でございます。

資料の上段のほうでございますが、南部給食センターにつきましては、5月中の完成予定でございます。6月より開業準備業務を行い、9月からの本格稼働を予定しているところでございます。また、中部及び北部学校給食センターにつきましては、8月末の完成予定でございます。12月より本格稼働を予定しております。

資料下段にまいりまして、「市議会附帯決議等に関すること」のところをごらんください。各項目につきましては、事業の進捗に合わせて検討を進めてきたところでございます。これまでも適時報告をしてまいりましたが、現時点で方向性が明確になりました項目につきまして、今回、報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2のほうをごらんいただければと思っております。「市議会附帯決議等への対応状況について」でございます。

初めに、1ページ、1番でございます。「安全かつ効率的な配送の実施」でございますが、今年度の各学校の時程の確定を踏まえまして、配送計画（案）を作成いたしました。これまで、試走による所要時間の精査や、学校ごとのコンテナ台数の精査、配送経路の見直し等を行ってきたところでございます。平成27年10月段階の事業者の提案に基づく配送計画と比較いたしまして、

給食センターから各学校までの平均配送時間は、約28分から約27分へ、約1分の短縮、最長配送時間につきましても約80分から約55分へ、約25分短縮する見直しを行ったところでございます。今後は実際の配送車による試走等により確認・検証を行った上で、南部は8月、中部及び北部は11月までに、最終的な配送計画を策定してまいります。

それでは、次に2ページをごらんください。

2番の「災害時の対応」でございます。要求水準において、「事業者は、災害等が発生した場合、施設設備の使用及び調理人員の提供等について、市に協力するよう」規定しており、具体的な協力内容について、事業者及び関係部署と協議してまいりました。災害時に想定している具体的な活動内容でございますが、各センターにおいて、給食用に貯米されている米を調理いたしまして避難所へ配送することや、支援物資の運搬等を可能な範囲で行うなど、災害時の対応を図ってまいります。今後の取組といたしましては、8月までに事業者との協定締結を行うとともに、給食センター稼働に向け、災害対応に向けた準備を進めてまいります。

2ページの下段にまいります。

3番の「3センターの相互連携の仕組みづくり」でございます。本庁及びセンター間の情報共有や、効率的な事業実施等を図るため、本年4月に中学校給食推進連絡調整会議の部会として、新たに「センター連絡協議会」を設けたところでございます。今後の取組といたしましては、センター連絡協議会において、危機管理対応や災害対応をスムーズに進めるための情報交換や、3センターのサービスレベルを均等に保ち、円滑に給食を実施していくための調整等を進めてまいります。また、中学校給食推進連絡調整会議には、適宜、センター業務の実施状況等の報告を行い、保護者等の御意見を取り入れてまいりたいと考えてます。

それでは、3ページをごらんください。

3ページの中段から下段になりますが、4番の「施工モニタリング」でございます。

要求水準において、「関係法令を遵守し、設計図書及び施工計画等に従って工事を実施し、工事監理者が毎月、工事監理報告書を提出すること」と規定しております。これまで、まちづくり局等と連携し、毎月の工事監理業務報告書等を確認するとともに、主要工種の施工状況等について、現地確認を実施してきたところでございます。また、南部につきましては1月、北部は3月、中部は5月に中間確認を実施し、工事が適正に行われていることを確認したところでございます。

4ページの中段のほうにございますが、3センターの主要な施工状況の確認一覧と、その下には現地確認の写真、また、5ページの上段には、竣工間近でございますが、南部給食センターの写真を、参考に掲載させていただきましたので、御参照いただければと思います。

今後の取組につきましては、南部につきましては、申し上げましたとおり、5月中に完工確認を終えて、施設の引き渡しを受ける予定でございます。中部・北部につきましては8月に完工確認を終えまして、それに向けまして、引き続き確実な施工モニタリングを実施してまいります。

5ページが一番下段のほうになります。5番の「開業準備モニタリング」でございます。要求水準書において、「事業者が維持管理・運営開始予定日までに給食センターにより給食の提供を開始可能であることを確認すること」と規定しておりまして、現在、PFI事業者と、開業に向け、維持管理運営業務の詳細化に向けた協議を行っているところでございます。

6ページのほうに移りまして、今後の取組といたしましては、事業者と協議を継続し、確実な給食提供がなされるよう、開業準備業務のモニタリングを実施し、開業に向け、PFI事業者

と運営や施設の維持管理、危機管理等についての確認を行い、運営開始後の運営・維持管理モニタリングへの移行を進めてまいります。

それでは7ページに移ります。

6番の「長期修繕計画」でございますが、要求水準において、「施設の長寿命化及び設備等の更新メンテナンスに配慮した計画」とするとともに、「PFI事業期間であります約15年間と、事業期間終了後の約15年間の、合計約30年間にわたる長期修繕計画を策定すること」と規定しており、現在、使用部材の耐用年数等を勘案した修繕・更新周期の検討、及び概算金額の積算を行い、事業者と検討を進めているところでございます。今後の取組といたしましては、約30年間の長期修繕計画を、南部については7月、中部及び北部については10月に策定する予定でございます。

7ページの下段にまいります。「7 総合計画第2期実施計画及び収支見通しへの反映」でございます。第1期実施計画策定時には、中学校完全給食実施にかかる想定事業費を、総合計画第1期実施計画及び収支見通しに反映し、これまで計画的に事業を実施してきたところでございます。今後、第2期実施計画の策定に向け、関係局と連携を図りながら事業費の精査を行い、第2期実施計画等に適切に反映してまいりたいと考えております。

8ページに移りまして、中段でございますが、8番、「地元雇用の促進」でございます。地元雇用につきましては、現在、新聞折り込み等を活用し、調理員、配送員等の募集が開始されたところでございます。積極的な地元雇用がなされるよう、今後も事業者に働きかけてまいります。

説明は以上でございますが、参考といたしまして、その後に、参考資料1「学校給食センター整備等事業 配送計画(案)」、そして、参考資料2「災害時における学校給食センターの対応について」、そして、参考資料3「これまでの検討経過」、それぞれ添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などございますでしょうか。よろしいですか。

#### 【小原委員】

すみません。資料2の1ページ、1番の「安全かつ効率的な配送の実施」というところの(2)の「今後の取組」なんですけれども、実際に使用する車両を用いての試走による検証ということなんですけれども、どのぐらいの規模で実施する予定ですか。

#### 【古俣健康給食推進室担当課長】

これまでも、いわゆる軽自動車とかレンタカー、事業者のトラックを借りてということもあつたんですが、今後、実際の配送車を納入されますと、もう実際のコースを、全部のコースを自分のほうで回るというような規模で考えているところでございます。

#### 【小原委員】

全ての学校を一度回るといことですか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

はい。少なくとも一回は。

**【小原委員】**

少なくとも一回は回ると。

そのときに、空荷の状態で走るのか、それとも何かしらを試しに乗っけてみて走るのか、その辺はどうなんですか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

空荷での状態で走ることもございますけれども、最終的にはリハーサルということで、各学校に給食を届ける試行給食みたいなものを考えてございますので、実際の重量の問題かと思えますけれども、その点は一応考慮して検討したいと思えます。

**【小原委員】**

そのとき、食缶の温度とかというのを再確認するような形ですか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

食缶については、以前も実際に走行してみて、温度を見てみて、特に問題なかったんですけども、その点についても、今後の計画の中で検討していきたいと思えます。

**【小原委員】**

すみません。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

特によろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.2につきまして、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

## 7 議事事項 I

議案第10号 平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する

## 要綱について

### 【渡邊教育長】

続きまして、議事事項Ⅰのところに入ります。「議案第10号 平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」でございます。説明を指導課担当課長をお願いいたします。

### 【岩木指導課担当課長】

それではよろしくをお願いいたします。

議案第10号の「平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」をごらんください。議案の説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきます。御了承ください。

まず、1の募集定員をごらんください。募集定員につきましては、120名、3学級分といたします。

次に、2の志願資格をごらんください。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者といたします。ただし、現在市外に居住をしていますが、4月1日までに川崎市内に転居を予定している者につきましては、教育長の承認を得ることで、志願が可能となります。

次に、3の志願手続をごらんください。(1)の志願の範囲については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。また、(4)の受付期間につきましては、平成30年1月10日から12日までの3日間といたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

4の検査方法についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。また、4の(2)にございますとおり、障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続を行っていただき、教育長の承認を受け、適切な配慮を講じることといたします。

次に、5の検査期日については、平成30年2月3日といたします。

また、6の合否決定及び合格発表期日についてでございますが、検査の結果と調査書による総合的な選考により、上位120名を決定し、2月10日に発表いたします。

次に、7の入学の許可についてでございますが、学校長が合格者に合格通知書を交付することにより行います。

また、8の入学手続についてでございますが、合格者は指定した期日までに必要な手続を行うこととし、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰り上げ合格者を決定いたします。

なお、県立及び横浜市立の中高一貫教育校においても、1ページ目の3、志願手続の(1)の志願の範囲及び(4)の受付期間、2ページの5の検査期日及び6の(2)の合格発表期日については、同じ手続と日程で進めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

2 ページの合否決定のところですが、検査の結果と調査書と両方合わせてということなのですが、これのやり方の割合とか方法というのは何か提示されているんですか。

**【岩木指導課担当課長】**

附属中学校のほうでは、検査の結果につきましては7、面接を2、調査書を1ということで、割合のほうを決定させていただいております。また、事前に学校説明会等でもお知らせさせていただいております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

では、適性検査のことをちょっと説明いただけますか。何と何をやりますか。

**【岩木指導課担当課長】**

適性検査につきましては、適性検査1、適性検査2と、それぞれ45分間で行う検査でございます。

適性検査1につきましては、文章や図や表、データの内容を的確に捉え、情報を読み解き、分析し、表現する力を見ます。

適性検査2につきましては、自然科学的な問題や数理的な問題を分析し、考察する力や、解決に向けて思考判断し、的確に表現する力を見ます。

適性検査の内容につきましては、この二つの検査で結果を見させていただきます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、検査2は理数で、1のほうは国語・社会と考えていいですか。それとも違うんですか。

**【岩木指導課担当課長】**

各教科というふうには考えておりませんが、傾向としまして数理の問題や自然科学の問題を扱うものが検査2ということになっています。

**【吉崎教育長職務代理者】**

1のほうはいろんなものを含んでいると。

**【岩木指導課担当課長】**

ええ。社会的な事象や文章等を交えた問題として考えています。

**【吉崎教育長職務代理者】**

もう一点ですが、昨年度は倍率がどのぐらいだったんですか、受検者に対して。

【岩木指導課担当課長】

受検倍率につきましては、4.25倍でございました。

【吉崎教育長職務代理者】

昨年度は4.25倍。ことしも大体同じぐらいを予想しているんですか。

【岩木指導課担当課長】

そうですね。このところ、4倍のところですので。

【吉崎教育長職務代理者】

安定していると。

【岩木指導課担当課長】

はい。ですので、恐らくそのあたりではないかというふうに予想させていただいております。

【吉崎教育長職務代理者】

私も4倍ぐらいが適切かなと思っているんですが、神奈川県には相模原中等学校というのがございますので、あそこはどのぐらいですか、倍率は。あそこはすごい一時は高かったというふう  
に、私は見ていたんですが。

【岩木指導課担当課長】

今の相模原につきましては、相模原中等につきましては、受検倍率につきましては7.1倍です。

【吉崎教育長職務代理者】

7よりもちょっと高いんだ。

受検ね、いろいろ、面接を考えると4倍ぐらいが適切かなと。それ以上に多いと、すごい面接が大変ですものね。私の感想ですけど。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

結構です、私は。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方がいかがでしょうか。

では、よろしいようでしたら、ただいまの議案第10号は原案のとおり可決してよろしいでし

ようか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

**議案第11号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について**

**【渡邊教育長】**

次に、「議案第11号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課長にお願いいたします。

**【山田庶務課担当課長】**

それでは、「議案第11号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

それでは、議案第11号の資料をごらんください。

初めに、「1 改正経緯」でございますが、このたび高津市民館におきまして、ホールで使用する液晶プロジェクターを新たに購入しましたことから、川崎市市民館使用規則を改正した上で、付帯設備として有料で貸し出すものでございます。

次に、「2 使用料」でございますが、(1)にございますとおり、一回1,650円と設定いたしました。これは幸、中原、多摩、麻生市民館の設備を参考に、これらと同額としたところでございます。

それでは、議案にお戻りいただきまして、議案書の2ページをごらんください。

規則の制定理由でございますが、「高津市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、3ページをごらんください。

今回の改正について、新旧対照表で御説明いたします。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

この規則は、川崎市市民館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものでございます。別表では、設備の使用料について定めておりますが、今回の改正では、高津市民館の設備として、新たに液晶プロジェクターを設置することとなりましたので、その使用料につきまして定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年6月1日と定めるものでございます。

以上、議案第11号について、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

ます。

【渡邊教育長】

特に、生涯学習推進課長からは、よろしいですか。

【大島生涯学習推進課長】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、説明は以上のとおりでございます。何か御質問などございましたら、よろしくお願  
いいたします。

【中村委員】

一回というのは、1時間だろうが半日だろうが1日だろうが、一回という判断ですか。一回、  
1,650円ということ。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。時間制とか、そういうことではないです。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第11号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

ここで、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは  
非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍  
聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

### 報告事項 No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、教育委員会において行いました「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分について」、御報告するものでございます。

初めに、1番をごらんください。専決年月日は「平成29年3月3日」、損害賠償の額は「5万5,922円」でございます。事案の概要でございますが、「平成28年11月2日、市立学校の校庭で、剪定した樹木の枝が落下し、隣接する駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車を破損させたもの」でございます。

次に、2番をごらんください。専決年月日は「平成29年3月10日」、損害賠償の額は「39万2,000円」でございます。事案の概要でございますが、「平成25年11月8日、市立学校の校庭で体育の授業中、他の児童が運んでいたバスケットゴールが被害者に当たり、負傷させたもの」でございます。

こちらの事案につきましては、川崎市に国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任のあることを認めたものでございます。こちらにつきましては、6月に開催される第2回市議会定例会に報告する予定でございます。

以上、報告事項No.4について、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。何か御質問などがありましたら、お願いいたします。

#### 【中村委員】

2番は、どなたが。どなたというか、子どもなんですか、先生なんですか。どういう方が被害に遭われたんですか。

#### 【山田庶務課担当課長】

児童です。

【中村委員】

児童ですか。

【前田委員】

2番のほうは、1番は比較的短期間で補償が決まっていますが、2番は何年間経っているというのは、何か経緯があったんでしょうか、事実確認とか何かがあって、これだけ、25年から29年という、これだけ時間がかかっているのは何か、裁判になっちゃったとか、何かあったんですか、これだけの補償が決まるまで。

【山田庶務課担当課長】

この事案につきましては、大変、保護者の方が御立腹されていまして、なかなかこちらの提案にお答えいただくまで、ちょっと時間がかかってしまったという経緯がございまして、そのような形でちょっと遅くなりました。

【前田委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【前田委員】

はい。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはいかがでしょう。

特にないようでしたらば、ただいまの報告事項No.4につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

【渡邊教育長】

ここで少し休憩をとりたいと思いますので、室内の時計で50分から再開したいと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

(14時40分 休憩)

(14時50分 再開)

## 報告事項 No. 5 教職員の勤務実態調査について

### 【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

次に、「報告事項No.5 教職員の勤務実態調査について」でございます。説明を教職員企画課長にお願いいたします。

### 【猪俣教職員企画課長】

それでは、「教職員の勤務実態調査について」、お手元の資料に沿って御説明いたします。

このたび、教育委員会事務局では、「教職員の勤務実態調査」を実施することを検討しております。その概要につきまして、ここに御報告させていただきます。

このたびの教職員の勤務実態調査は、お手元の資料の上のほうですね、上部に、「子どもと向き合う時間の確保及び教職員の業務の効率化を目指して」と掲げてございますとおり、これを目的として実施するものでございます。

それでは、資料の左側、「教職員の勤務実態調査の必要性」の欄をごらんください。ここでは3点お示ししてございますが、1点目といたしましては、学校に求められる役割の拡大に伴いまして、教員には「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善、小学校の外国語教育の教科化などの新たな教育課題への対応や、インクルーシブ教育システムへの対応、いじめ・不登校等への対応強化などの充実が求められていること、でございます。

2点目といたしまして、これら、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童・生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる体制の整備が求められていること、でございます。

3点目といたしまして、文部科学省が実施いたしました、「教員勤務実態調査の集計」の速報値が、さきの4月28日に公表されたところでございますが、その結果、教員の一週間あたりの学内総勤務時間数が60時間を越える者が中学校で6割を超えるなど、教員の長時間勤務が指摘されていること、などがございます。

これらの状況を踏まえまして、矢印の下のほうですね、L字の矢印のほうですが、本市の学校教職員の勤務実態を調査、分析することによりまして、専門性に基づく学校運営体制の構築、それから子どもと向き合う時間の確保、などを実現するとともに、教育委員会事務局として、学校運営支援体制の見直しの検討・整理を行いたい、このように考えております。

それでは、下の図をごらんください。左から3本の柱が立っておりますが、この柱は、教員の勤務時間をイメージしてございます。

一番左が現状でございます、新たな教育課題等への対応もあって、勤務時間は増加傾向にございまして、多忙化が進んでいるという状況を示しております。このたびの教職員の勤務実態調査を行うことで、教員の勤務の内容を分析することによりまして、教員が本来的にやらなければならない業務と、従来から教員が行っているが必ずしも教員が行わなくともよい業務に分類することができるのではないかと考えております。

右側の柱は、分析の結果を踏まえ、新たな体制整備を行ったイメージでございまして、教員が本来的にやらなければならない業務以外の業務を、例えば教員以外のスタッフ、非常勤の事務補助ですとか、部活動外部指導員ですとか、その他、学校の事務職員等も含めまして、さまざまなスタッフとの役割分担をすることによりまして教員の負荷を軽減し、それによって捻出された時間を、子どもと向き合う時間や、新たな教育課題への対応の充実に当てていただくという構想でございまして。

引き続きまして、資料の右側、「勤務実態調査の内容及び実施体制」をごらんください。

現在検討中の勤務実態調査の内容でございしますが、上の囲みの中にあるとおり、平成28年度に文部科学省が行った調査を参考にいたしましたアンケート調査と、それから本市独自のヒアリング調査を行おうと考えております。アンケート調査につきましては、市立小・中・特別支援学校に勤務する教職員を対象に、今年度下半期に実施するものとしておりまして、属性、校務分掌、部活動指導、それから勤務時間等々を調査いたします。

さらに、学校の規模ですとか地域のバランスを考慮して、概ね20校から30校程度を抽出いたしまして、抽出された学校を対象に、より詳細なヒアリング調査を実施することを考えてございます。

次に、実施体制でございしますが、現在、教育次長を筆頭にいたしまして、各部の部長、校種別の校長会長等で組織されております「学校業務検討委員会」、こちらは既にあるものなんです、このもとに、今回新たにプロジェクトチームを設置いたしまして、調査の実施のみならず、教職員の業務の効率化に向けた検討や、学校の管理運営の円滑化に向けた検討へとつなげてまいりたいと考えております。

併せて、学校業務改善や働き方改革に向けて、校長先生など、学校管理職の意識改革を促すような研修なども実施する方向で、現在調整中でございます。

最後に、スケジュールでございしますが、下段、一番下に参考として国のスケジュールを添えてございしますが、国の調査を参考に本市の調査を設計いたしますので、平成29年度にアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、平成30年度には、中間報告とともに、それを踏まえた詳細な分析、それから新たな学校運営体制の構築に向けたヒアリング等を実施いたしまして、平成31年度に最終報告を経て、順次モデル校を設定し、新たな学校運営体制の運用を開始する予定でございまして。

「教職員の勤務実態調査について」の御報告は、以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

#### 【前田委員】

この問題については、随分昔から取り組まれて、学校教育の改善ということでやられていると思うんですが、今説明をお聞きすると、随分踏み込んで、今度は具体的に動きそうだということちょっと実感として感じました。

その理由は、やはり分析の結果、教員以外の職員や専門スタッフ等々の役割分担、ここに先ほど具体的に非常勤の事務補助ですとか、外部指導者とか、いわゆるお金を、予算をしっかりとつけて、人を充てていくというのが今までなかったように思うんですね。具体性が。話し合いは学校代表とかやられてきたんですが、こういう予算措置が人的な措置がなかったために、なかなか進まなかったということで、この辺の人的な予算については、今後どのような何というんですかね、予算措置を考えて取り組まれるのか、その辺もし決まっていれば、ちょっと見通しがあれば教えていただければと思います。

**【渡邊教育長】**

はい、お願いします。

**【猪俣教職員企画課長】**

まだ具体的に予算を持っているわけでは当然なくて、これから調査をかけて、その結果、どこに必要性があるのかというのを見極めていくわけですが、その結果、当然課題があるわけですので、その課題の解消に向けては、庁内で、いわゆるレビュー、スプリングレビュー、サマーレビュー、オータムレビューというような庁内のそういったレビューなどの機会を捉まえて、そちらに課題を上げて、そして予算獲得に向けていくというようなプロセスを経ていくかと思えます。

**【前田委員】**

はい、ありがとうございます。ぜひ頑張って、分析結果を生かして予算を勝ち取っていただければと思います。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。いろんな今までいろいろ言われてきましたけども、働き方ということで、本気になってやらなくちゃいけない時期に来ているわけですし、やっぱり60時間を超える、中学校教員が6割以上、国にいるということになると、これちょっと異常でありまして、通常週40時間でいいわけでしょう、8時間で五日間、1.5倍ですよ。一定の教育職ということで、時間外勤務手当はつかないんですけども、若干のパーセントはついていても、1.5倍の仕事はちょっと異常な仕事ですよ。

私が一番心配してるのは、若い人たちが意識がもう非常に変わってまして、働くときの条件として、時間外勤務時間というのは、どの程度のものなのかその職業ということをしごく参考意見に考えているわけですよ。

何を言いたいかというと、ブラック職業と思われたらちょっときつくなるわけですよ。小学校、中学校の先生がね。そうすると、いい人材が来ない可能性もあるので、本気になって考えないと、一通りのことをやって終わりでは、多分今回ちょっとやっぱりそれで調査で終わりました

ねで、終わってしまうと思うんですね。

幸いなことにということと色々な事情もあるんですが、職員が市に移管されますよね、この機会ということは、20政令都市もやればやれるということになりましたので、川崎も本気になって、今前田委員の言ったように、本当にこの専門スタッフの補助というものを必要とする役割分担が私も決定的に重要だと思っているんですね。

何人かのいろいろな先生に伺うと、考えの違いは非常に部活については多い、先生によって違いますので、これは非常に意見が割れてますね、いろいろ聞くと。

しかし異口同音に言うのは、やっぱり事務の補助がいたほうがいいんじゃないかと、もうちょっと。そうすると、調査なんかのときとか、いろいろな報告にすごく多いので、教育委員会としても考えなくちゃいけないことなんですが、やたら国とか、教育委員会がいろいろな調査へ行くと、対応が教員のほうだけじゃなくて、もう少しそれをしやすい事務スタッフがいると大分楽だというんですね。これはもう皆さん共通に言うんですよ、中学校の先生。

だから、やはり共通に本当に願っていることというのは、何なのかということの本筋をつかまえて、意見が割れそうなところはやっぱりちょっとね、僕ははっきり言って部活に関しては非常に意見が割れるので、そのところはかなり慎重にいきながら、共通にみんなが願っているところを最優先にするようなことを考えるということが、私は非常に重要だと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 【猪俣教職員企画課長】

仰るとおりだと思います。委員が仰られるとおりの御意見が私どもも、学校の方々からよく伺うところでございまして、確かに事務補助は非常に有効だというふうには思います。

ただ、これから調査をするというわけなので、予断をもって当たることなく、調査に当たってもらいたいと思いますが、できるだけ学校の現場の声を丁寧にヒアリングで吸い上げて集約できればなとも考えております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

もう1点ですけど、私が心配しているのは、教頭なんですね。お隣りでは副校長なんですけど、横浜とか。ここはね、ちょっとやっぱり時間が余りにも飛び抜けて厳しそうで、精神的に参ってしまうかなという、やはりそのところを何か変わるといのは、何か難しそうなんですけども、鍵の開け閉め、全部責任がやっぱり教頭にありますからね。だから、何かこのところもやはり調査においての結果を踏まえてからになると思うんですが、やはりターゲット、きちっと教頭の意見等、実際はやっぱりきちっと調査する必要があるかなというふうに思うんですが、いかがですか。

#### 【猪俣教職員企画課長】

国の調査結果を見ましても、仰るとおりでございまして、教頭先生が一番長いというのは見えておりますので、調査、これから調査票の設計をするわけなんですけど、極力教頭の多忙化解消に向けてのそのポイントも漏れなくやっていきたいと思っております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしく申し上げます。以上です。

**【渡邊教育長】**

いろいろと考えはおありなんでしょうけども、まずは調査・分析をしっかり行って、どういう手だてが一番有効なのかというところを明らかにする、そういうふうなお考えだということでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

**【小原委員】**

結構細かく調査をするということなんですけども、2点お聞きしたいんですけども、学校内の電話の対応とか、その辺は調査する予定ですか。

**【猪俣教職員企画課長】**

電話というのは、そこ、今現時点では、具体的にそこまでちょっと詰め切れてないので、何とも言えないところなんです。

**【小原委員】**

というのは、要は、学校にいる時間で、どの時間でも電話とらなきゃいけないというところで、夜遅くでも、例えば学校に先生がいたら、とらざるを得ないという状況があったりするかと思うんですよ。その状況が、先生たちにとってどうであろうかというところですね。その辺は負担に感じていないか。

**【猪俣教職員企画課長】**

国の調査も実は1週間に区切って30分刻みで、先生が何やった何やったというのを1週間分を30分刻みで調べる調査で、タイムスタディ調査というのがあります。それで例えば電話、例えばもう夜の7時から9時まで、全部電話・電話・電話となっていれば、これは問題ですよというのが見えてくるかもしれません。同じようなタイムスタディ調査はやる方向で今検討してますので、その中に、委員の仰るように電話の対応というのはあるかもしれませんということで。

**【小原委員】**

あるかもしれない。それと、あともう一つなんですけど、教員の本来的な業務以外の業務というところで、当然校務分掌の中のほぼ全てを調査するとは思いますが、例えばお金の絡むものという調査も当然するわけですよ。給食費とか、教材費とか、そういう部分というもの。

**【猪俣教職員企画課長】**

はい、当然ございますね。給食費、それから教材費、修学旅行のお金、こういうのも先生、特に教頭先生がやられている、しかも負担感が非常に強いというお話はよく伺っておりますので、やはりその辺も何とかできる糸口が見出せればと思っはいるところです。

**【小原委員】**

はい、わかりました。ありがとうございます。

**【中村委員】**

アンケートに基づいて、これから御検討されるということはよくわかったんですけども、アンケートと一緒に、併せて学校業務改革のための研修を実施していくということですが、この研修について具体的にお考えがあったら伺いたいたいですけれど。

**【猪俣教職員企画課長】**

検討中ではあるところですが、文部科学省が今年度の事業で学校業務改善アドバイザー派遣事業というのを募集をしております、手挙げ方式で各教育委員会でやりませんかというのが来ておまして、実はもうつい先ほど、もう直近なんですけど応募いたしております。ですから、もしそれが国の審査が通って当選すれば、学校長を対象とした意識改革、働き方改革といったテーマで講座、講演形式にはなろうかと思いますが、校長向けの研修会を実施しようかなど。派遣されてきたアドバイザーの方を講師として意識改革の取組、そういった研修をやろうかなと考えています。

**【中村委員】**

それは結構、その応募がいいのかどうかわかりませんが、たくさんやらないと難しいのかなと思ったのは、例えば去年卒業したゼミ生徒が、ことしからある地域で教員になっているんですけども、新任教諭なので毎日10時過ぎまで学校にいて、土日も出ているようなことをゴールデンウィークにメールして来たんですね。ですから、それはちょっと働き過ぎだろうということで、学校の方に相談するよということメールしたところ、校長先生とかから、「よく働いていて君はすばらしい」という感じに褒められたと。「自分もそうやって育ってきたんだから頑張りなさい」という感じのことが返ってきたらしいんですね。そういう意識改革というのは、本当に難しいんだなということがあったんですけども。

**【猪俣教職員企画課長】**

委員の仰るとおりでございます。まさに意識改革の必要性を指し示しているということです。

**【中村委員】**

それは多分講座で教わるだけではわからない、意識改革というのはできないものじゃないかと思うんですけども。ですから、講師の方が来てどういう講習をするのかわかりませんが、なかなか難しい問題だなと思います。

**【猪俣教職員企画課長】**

ただ、今までこういった視点での校長向けの研修というのは、あんまりやってなかったわけで、初の取組ということになりますので、まずはそこから始めようかなと思っております。

### 【濱谷委員】

長年、同じふうなやり方で仕事をみんなでやっていると、それがもう当たり前のようになくなってしまっているんですけども、地域によって全然仕事の仕方が違ったり、例えば給食費とか、そういうのを集めるのは事務の方の仕事とか、そういう都市もあれば、プリントの印刷はちゃんと誰か職員室にその助手のような用務員さんのような方がいて、全てやったださるとい、私が一番最初に勤めた川崎じゃない、富山市の学校は職員室助手みたいな、用務員さんのお姉さんがいらっしゃって、何時間目に使うプリントをお願いしますと、何枚と置いておくと、その時間までに必ずその先生の机の上にその枚数印刷して置いておいてくれるという感じで、印刷機を使いに行ったら誰か違う先生がやっていて、使えなくて、急いでみんなでごちゃごちゃになって、機械をみんなで使うからしょっちゅう壊れるんですよ、川崎に来たら。でも同じ一人の人が常にその印刷とか、コピーとかは、機械がその人が全部修理して、全部その人がやるので、それで先生が授業へ行ってる時間帯に2時間目までに必要なものを2時間目までに、ちゃんと何人分印刷をしてとか、自分で計画を立てて全部やりますので、すごいいい方法だったなというふうには私は思っていたんです。

しょっちゅう印刷機が壊れる川崎に来てからは、私は授業中でもあいてる時間に印刷できますけど、いやそれは大変だなと思って、よくいろんな先生が急ぎなんだけどと言われると、私よく印刷してたんですけど。だから、何か地方によってというか、地域によって、神奈川県内でも聞くと全然違うんですよ、やっていることが。鍵締めは誰がやってるかというのも全然違うんですよ、鍵を開けるのも。

ですから、そういうのも他都市のやり方も少し聞いて、川崎のやり方が当たり前のようになっちゃってるけど、本当は誰がやったら一番いいかというのをやったほうがいいんじゃないかなというふうには私はいつも何となくそう思っていました。

だから、当たり前のように思っているから、これは教頭先生の仕事、これは事務の人の仕事、これのほかのことは事務の人の仕事じゃないみたいな感じで、給食費の徴収なんかも事務の方は絶対手伝わないとかいう感じで、川崎の事務の人はやらなかったけど、だから、しょうがない私が全部やったりしてましたけど、校長先生に手伝ってもらって二人でやりましたけど、だからおかしいなと思いつつおりました。

ほかの私、県内全体のおよその係もしてたので、ほかのところのことを聞くと、違う人がやっている、ええそうなの、ほかのところの市はこういう人がやっているのみたいな感じで、仕事の割り振り方というか、やり方が市によって全く違うので、私県内一つ調べても全く違うと思います。

だから、そういうことも少し調べて、本当は誰にやってもらったら学校が上手に回っていくかということ、一回全部見直しをして、それで校長先生や教頭先生の頭もしっかりそっちに変えてもらった上でやらないと、これが当たり前と思っているから、私たちもそうやってきたんだから、次の人もそうやらなきゃみたいなことで進むと、結局は何を調査しても、どんな調べでみんなに伝えても、なかなか変わってはいかないかなというふうにはちょっと思いました。

### 【猪俣教職員企画課長】

仰るとおりと思います。

**【濱谷委員】**

せっかく国も調査してるから、きっと国でもいろんなことをつかんでいると思うので。

**【猪俣教職員企画課長】**

できるだけ幅広く、いろんなアイデアを収集しながら、いいものは取り入れていきたいと、このように私も思います。

**【濱谷委員】**

学校で電話は教頭先生が出るものと決めている学校もあれば、事務の方が必ず全部出る学校も、校長先生の事務の人が出るようにという指示で、事務の人が必ず最初に出て電話を回すという学校も川崎でもありました、校長先生の一言で。ですけど、事務の方は、どんなに電話が鳴っているように全く出ない学校もありますよね。だから、そういうことすら、それが当たり前になっている学校、行っちゃったらもうそれが当たり前なので、従ってみんなやってる。

**【猪俣教職員企画課長】**

そうですね。特に学校事務職員に関しては、一人配置という学校が多くて、要は、採用された最初の赴任地が前任者からこうやるんだよと聞いたものをそのままずっと30年間いってしまうというようなところもあって、その問題点というのは、従来から認識していて、今回学校事務の研修体制とか、育成体制についても、県費移管を機に市の研修体制のほうに組み込む形にし、それから学校事務作業も、いわゆる校務分掌というか、事務分掌の基本となる標準書というんですか、これを昭和60年代に決まっていたものをずっと使ってたんですが、この県費移管を機に、3月末で、4月1日から一部改正をして、「学校事務をつかさどる」という形で、今までみたいに単に事務、前は「従事する」と書いていたんですが、「つかさどる」ということにより能動的に事務をつかさどってもらうというような位置づけをまずはして、研修体制を改めて、また各拠点、ひとり職場の弊害を是正するために拠点校を設けて、相互に支援するような仕組みをつくっていったりとか、そういった取組を徐々に徐々に進めているところでございますので、事務職員さんの意識も徐々に変わっていくのかなというふうには考えているところです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

今、濱谷委員が言ったことすごく大事で、僕はキーポイントは事務だと思うんです。教員の調査よりも、事務の調査をしたほうがいい、きちっと。

何が言いたいかというと、事務が学校で言うと、補助的な仕事じゃないかと思っている人もいらっしゃるのね、仕事として。それと、学校によっては、事務がすごく主体的に動いているところとすごい差があるんですよ、いろんなところを見ても。県内だけじゃなくて、県外を見てもね。ですから管理職の考えもあるんですけど。

何が言いたいかというと、事務を正式な採用の人だけじゃなくて、さっき非常勤の事務補助と言ってたでしょう、事務。僕は非常勤を入れたらいいと思うんですよ。うまく時間で。大学もそうなんです。中央研究室なんかはね、助教さんの中核になっているんですけども、教授14名

いて、専任教授、准教授ね、あとそこへ5人ぐらいが交代で働いていて、いろんなものは非常勤助手さんがやっているんです。それを統括しているのは助教さんという授業もやりながらやる、そういう助手さんがいるんですけど。やはり事務体制がきちっとしてると教員は楽なんですよ、いろいろ頼めるから。今、濱谷委員がいろいろ言ってくれたけど。

だからね、今回の改革の一つ目玉は、事務体制をきちっとするというのが僕は大きな柱になると思うんです。本気になってやるなら。そのためには、どのように非常勤を入れるとか、そういうことを考えて、教員の事務負担をすごい軽減させてあげると、全然違うと思う。教員のほうは。そこに徹底的に乗り出せるのは教育委員会なんですよ、仕事として。それは学校に言ってもね、意識改革はあるけど限度があるじゃないですか。

それから今回、教員の多忙化ということは、事務の体制を一つやっぱり見直すということの補助、その強化をしてあげるということを主体的に示さないと、教員たちは、まだ教育委員会も動いてくれているんだということが、すごく私はそこが一番大きな目玉になるかなと思っているので、ぜひ事務のほうの仕事もちゃんと調査してほしい。ぜひお願いします。

#### 【猪俣教職員企画課長】

文部科学省の調査は、実は教員だけなんですけど、今回私どもが検討しているのは、事務も含めて全職員ということで一応設計しておりますので。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

それすごい川崎の売り文句になる。事務体制をこういうふうに考えていきたい、それで教員の本来の仕事のほうに回っていただくんだよということ、すごい教員のほうはやる気出る。僕どこへ行ってもそれを言われるの、事務の体制の見直しが先生重要ですよ。これは全員言うんですよ。そこだけ共通に。何度も言うけど、部活はいろいろ意見が割れるよ。

だから、そういうふうに絶対割れない、絶対欲しいというところをまずやってあげることが、川崎らしいなと。ぜひ期待してますからね。今回はすごい給食と並んで大事だと思うわ。ぜひよろしくをお願いします。

#### 【小原委員】

すみません。二つだけ。県費移管されて、学校の事務の職員の人たちがどれぐらい仕事量が変わったんですか。

#### 【猪俣教職員企画課長】

定量的というか、デジタルに数字が何時間が何時間になりましたというデータはないんですが、一例で申しますと、県費移管のときに、去年私もちょっと話したかもしれないんですが、給与事務所が今まで給与の支払いをやっていた関係で、川崎市内の全学校、義務教育の学校はその給与事務所までわざわざ出張してきて、お金を受け取って、それを各教員さんに配る。例えば旅費なんかの場合は、現金で封筒詰めして金種別に分けて封筒詰めして渡したりとか、そういう20年ぐらい、市役所で言うと、20年以上前の事務手順をやってたんですね。それが今回の県費移管を機に、市役所で使っている給与システムを導入して、発生源入力で各先生の口座に直接お金

が振り込まれるような仕組みになりましたので、そういった出張にかかるもの、それから帳票作成、それから計算、仕分け、こういった諸々のものはなくなっているわけです。

ですから、それが何分の1になったかというのは、ちょっと言えないんですが、かなりの部分、システム化による効果は生まれていると思います。

**【小原委員】**

ということは、今までよりは余力はあるということですよ。

**【猪俣教職員企画課長】**

ええ、かように考えていて、それで、先ほどちょっと申しました、学校事務の相互支援体制を、効率良くしましょうとか、研修体系を改めて能力アップをしていきたいと思いますという、そういった施策をその辺を踏まえてやるということなんですね。

**【小原委員】**

あともう一つ、結果、31年にモデル校実施とか、こういう形で話はきてるんですけど、川崎市の教育委員会としての学校をこういうやり方というか、運営の仕方というのは、ある程度統一化するんですか。先ほどからちょっとお話を聞いていると、校長先生によって変わっているんだなというような感じですけど。

**【猪俣教職員企画課長】**

そうですね。この結果、問題点が明らかになって、それを解決するにはこういうのがいいよと、これを分析の結果を明らかにしていくわけですから、そうすると、自ずとこのやり方でいきたいと思いますというのが、多分出てくると思いますので、それを各校ばらばらにということにはならないと思いますね。

**【小原委員】**

最終的には、じゃあ、やり方としてこういうやり方で全校動いてくださいという。

**【猪俣教職員企画課長】**

号令一下、一色にというのがいいのかどうかは別にして、できればこの方向でということになるんじゃないかと思います。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいでしょうか。

教員の場合に、勤務時間とそれから多忙感というのは、必ずしもイコールでない部分がありますので、難しいところもあるでしょうし、学校の規模によって職員の数も当然違いますので、同

じようなやり方はすぐにできるかどうかという難しさもありますので、ただ管理職の方が、長時間の勤務で健康を害してしまうようなことがないようによく見てもらうということは大事でしょうし、改めて、こういう機会ですから、今までのやり方で本当によかったのかどうかというのを誰もが、管理職はもちろんですが、一般の先生方もどういうふうにしたら自分たちの負担を軽減、負担というのは、体の面もありますけども、やっぱり本来やりたいことが先生方あるはずで、生きがいとかやりがいが本来発揮できるような職場をどうつくっていいのかというふうな視点で見直してもらうことが大事なのかなというふうに思います。

そういう意味で、今回アンケートとヒアリング調査をしっかりと行っていくわけです。それをもとに、また新しいやり方を考えていきたいなというふうに思います。

それでは、ただいまの報告事項No.5につきましては、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

報告事項No.5は承認といたします。

## 9 議事事項Ⅱ

### 議案第12号 深瀬家長屋門の市指定に係る諮問について

服部文化財課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第12号は原案のとおり可決された。

### 議案第13号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、「議案第13号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

#### 【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第13号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」、御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等につきましては、職員の異動や推薦団体の申し出等によりまして、任期途中で解任される委員がいるため、前回の教育委員会会議で御審議をいただいたところでございますが、本議案につきましては、前回会議までに各団体からの推薦が間に合わなかった専門部会委員の委嘱等につきまして、平成29年5月24日から任期終了まで、新たな委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。

それでは、初めに議案書の1ページをごらんください。「幸市民館専門部会」でございます。表の左側には、新たに委嘱及び任命をする委員の氏名、現職等を記載しており、表の右側は、現委員でございます。

幸市民館専門部会につきましては、2号委員で幸区PTA協議会会計監査の北村知美委員にかわり、同協議会会計監査の遊佐栄津子氏に委嘱するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。「麻生市民館専門部会」でございます。1号委員で白鳥中学校長の尾立秋彦委員にかわり、金程中学校長の金子勉氏を任命するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。「日本民家園専門部会」でございます。1号委員で臨港中学校長の藤澤朋二郎委員にかわり、平中学校長の高橋正明氏を任命するものでございます。

最後に、4ページをごらんください。「有馬・野川生涯学習支援施設専門部会」でございますが、1号委員で橘中学校長の相沢宏明委員にかわり、有馬中学校長の高倉昭彦氏を任命するものでございます。

なお、資料といたしまして、川崎市社会教育委員会議規則の抜粋等をお配りしてございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。御質問等ございましたらお願いたします。

特にこれはよろしいですか。

それでは、ただいまの議案第13号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

### 議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱等について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱等について」でございます。説明を指導課担当課長にお願いたします。

#### 【佐藤指導課担当課長】

それでは、「議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱等について」、御説明させていただきます。

本議案につきましては、職員の人事異動や、委員が所属する団体における担当業務の変更等に伴いまして、該当委員の解職及び新たな委員の委嘱、または任命について御審議いただくもので

ございます。

議案書をごらんください。表の左側は、新たに委嘱または任命する委員の氏名、現職等を記載しており、表の右側は、現委員でございます。

解職する委員及び新たに委嘱または任命する委員につきましては、1号委員の「学校教育の関係者」において1名、2号委員の「関係行政機関の職員」において2名、3号委員の「市職員」において6名。合計で9名でございます。

なお、新たに委嘱または任命する委員の任期につきましては、解職する委員の残任期間である平成29年5月24日から平成31年1月31日まででございます。

次ページ以降は、根拠条例である、「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」を参考資料として添付させていただきました。後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。御質問などございましたらお願いいたします。

こちらも御質問よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第14号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第14号は原案のとおり可決いたします。

### 議案第15号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、「議案第15号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」でございます。説明を教育改革推進担当担当課長にお願いいたします。

#### 【田中教育改革推進担当担当課長】

「議案第15号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」、御説明します。

議案書をごらんください。このたび、苜宿小学校学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして一覧のとおり報告がございました。

任期につきましては、明日5月24日から、指定満了日である平成30年3月31日までとなります。

なお、苜宿小学校、今年度第1回目の学校運営協議会は、6月6日に開催される予定です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおりでございます。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

それでは、議案第15号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

**議案第16号 人事について**

**【渡邊教育長】**

次は、人事案件となりますので、教育委員、総務部長、庶務課長を除いて退室をお願いいたします。

池之上庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第16号は原案のとおり可決された。

**10 閉会宣言**

**【渡邊教育長】**

本日の会議は、これもちまして終了でございます。お疲れさまでした。

(15時47分 閉会)